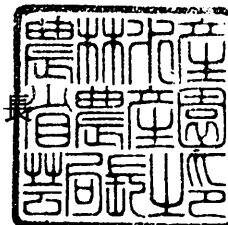


12農産第8051号
平成12年11月20日

横浜植物防疫所長殿

農産園芸局長



オランダ王国産おらんだいちご，きゅうり，とうがらし，
トマト，なす，ぶどう，ペポかぼちゃ及びメロンの生果
実に関する植物検疫実施細則の一部改正について

今般，「オランダ王国産おらんだいちご，きゅうり，とうがらし，
トマト，なす，ぶどう，ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する
植物検疫実施細則」（平成10年2月5日付け 10農産第 857号農産
園芸局長通知）の一部を別紙のとおり改正したのでお知らせする。

ついては，本件の取扱いについて了知の上，遺憾のないよう取り
計られたい。



別紙

「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちや及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成10年2月5日付け 10農産第857号農産園芸局長通知）新旧対照表

改正後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ王国産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちや及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設 (1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、それぞれ次の地域とする。 ア 指定生産地域 (ア)～(シ) [略] (ス) <u>サージャンスランド(Sirjansland)地域</u> イ [略] (2) [略]</p> <p>2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査 (1) <u>トラップ調査</u> 告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。 ア～ウ [略]</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ王国産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちや及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設 (1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、それぞれ次の地域とする。 ア 指定生産地域 (ア)～(シ) [略] イ [略] (2) [略]</p> <p>2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査 (1) <u>トラップ調査</u> 告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。 ア～ウ [略]</p>

（

）

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア)～(シ) [略]

(ス) サージャンスランド(Sirjansland)地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計3トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計3トラップ以上。指定栽培施設数が3未満の場合にあつてはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

以下 [略]

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア)～(シ) [略]

以下 [略]